

長崎女子高等学校

運動部活動の在り方に関する基本方針

はじめに

- 運動部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。

1 本基本方針の趣旨等

- 本基本方針は、本校の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ア 「生徒のバランスのとれた生徒と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
 - イ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質。能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部を把握のうえ、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、運動部顧問が適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習慣をできるよ配慮する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- 校長及び運動部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

- 本校は、原則として、週当たり1日以上休養日を設ける。
- 本校は、1日の活動時間を、原則として平日は2時間程度、学校の休養日は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安として、適切な活動時間を設定することもできる。
- 大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分とることができるようにする。
- 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養を設ける。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、各運動部が参加する大会等を精査する。

終わりに

- 本校における効果的な指導を行うに当たっては、長崎県において通知した「スポーツにおける体罰根絶宣言」についての内容を遵守する。